平成２１年（フ）第７１２号
千葉県柏市西原１丁目17番７号プレジール西原206号
債務者　上田　　健
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７３２号
千葉県柏市中新宿１丁目11番10号カルム北小金603
債務者　井上　隆信
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４８号
千葉県松戸市上本郷2900番地の10
債務者　山下　勝弘
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６４号
千葉県我孫子市下ケ戸409番地の１
債務者　岩崎由記子（旧姓木村・神山）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６８号
千葉県野田市桜台189番地の６　桜台ビレッジＡ―202
債務者　平井まり子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７２号
千葉県野田市柳沢94番地の15
債務者　吉田智恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７８８号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目７番45―６号フジクラグリーンパークＤ101
債務者　中村ひろみ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８００号
千葉県松戸市上矢切1100　ハイコーポツカダ２―102号室、住民票上の住所千葉県松戸市小根本59番地　藤ハイム101号
債務者　古賀　　敬
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８０１号
千葉県柏市増尾４丁目12番13号
債務者　山田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８０７号
千葉県銚子市榊町5124番地の１　漁民住宅Ｂ―６
債務者　堀江めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４８号
石川県加賀市別所町２丁目67番地
債務者　上村　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１４９号
石川県加賀市別所町２丁目67番地
債務者　上村ちず子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１５２７号
神戸市北区菖蒲が丘３丁目１番地の２―２―203号、従前の住所兵庫県豊岡市京町３番32号
債務者　日坂　元樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８９号
神戸市垂水区塩屋町字南谷870番地の４、従前の住所神戸市垂水区塩屋町３丁目14番39―108号
債務者　高階めぐみ（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９２号
兵庫県三田市小柿857番地
債務者　藤丸　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９８号
神戸市兵庫区氷室町２丁目５番４号
債務者　垣谷　政弘
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５２号
神戸市兵庫区福原町７番10―202号
債務者　酒井　真美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部